

# 最近の金融行政を巡る動向

## (保険業法・金融商品取引法等の改正について)

平成24年4月11日  
金融庁総務企画局企画課



# 目次

---

. 保険業法に関する改正

. 金融商品取引法等に関する改正

**・ 保険業法に関する改正  
(平成24年3月31日法律第23号)**

# 保険業法等の一部を改正する法律の概要

我が国保険会社の国際競争力の向上や事業再編の促進に資する環境を整備するとともに、保険契約者等の保護を図るため、外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直しや、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の延長等、所要の改正を行う。

## 外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

保険会社が子会社とすることができる会社(子会社対象会社)は、保険会社、銀行、保険業を行う外国の会社等、一定の範囲に限定されている。

- ・買収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として5年以内に限り保有を認める。
- ・5年以内にその処分が困難である等の事情が認められる場合には、行政庁の承認等の一定の条件の下で、当該期間を超えての保有を例外的に容認する。

## 同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託

保険募集の委託については、保険会社からの直接の委託しか認められておらず、再委託は認められていない。

行政庁の認可制の下で、同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集を委託している保険募集人を再受託者とする場合には、保険募集の再委託を認める。

## 生命保険契約者保護機構に対する政府補助の期限の延長

生命保険契約者保護機構に対する政府補助の期限が平成24年3月末までとされている。

保険契約者等の保護に万全を期するため、期限を延長する。

## 保険契約の移転に係る規制のあり方の見直し

### (1) 保険契約の移転に係る規制の見直し

保険会社の保険契約を他の保険会社に移転する場合、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括してしなければならない(行政庁の認可制)

認可制は引き続き維持しつつ、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から所要の措置(異議申立手続きの成立要件の引下げや情報提供の充実等)を講じた上で、移転単位規制を撤廃する。

### (2) 販売停止規定の見直し

保険契約の移転手続中は、移転元会社は移転対象契約と同種の保険契約を締結してはならない

移転対象となる保険契約の募集を移転手続中に行う際、保険契約が移転先会社に移転されることにつき契約者の承諾を得ることを保険会社に義務付けた上で、販売停止規定を撤廃する。

## 少額短期保険業者に関する経過措置の延長

平成17年当時に共済事業を行っていた少額短期保険業者については、平成25年3月までの経過措置として、引受け可能な保険金額を原則として本則の5倍とする特例が認められている。

既契約者に関しては、従来通り本則の5倍、新規契約者は本則の3倍として、経過措置を5年間延長する。

## 外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

### 現行制度

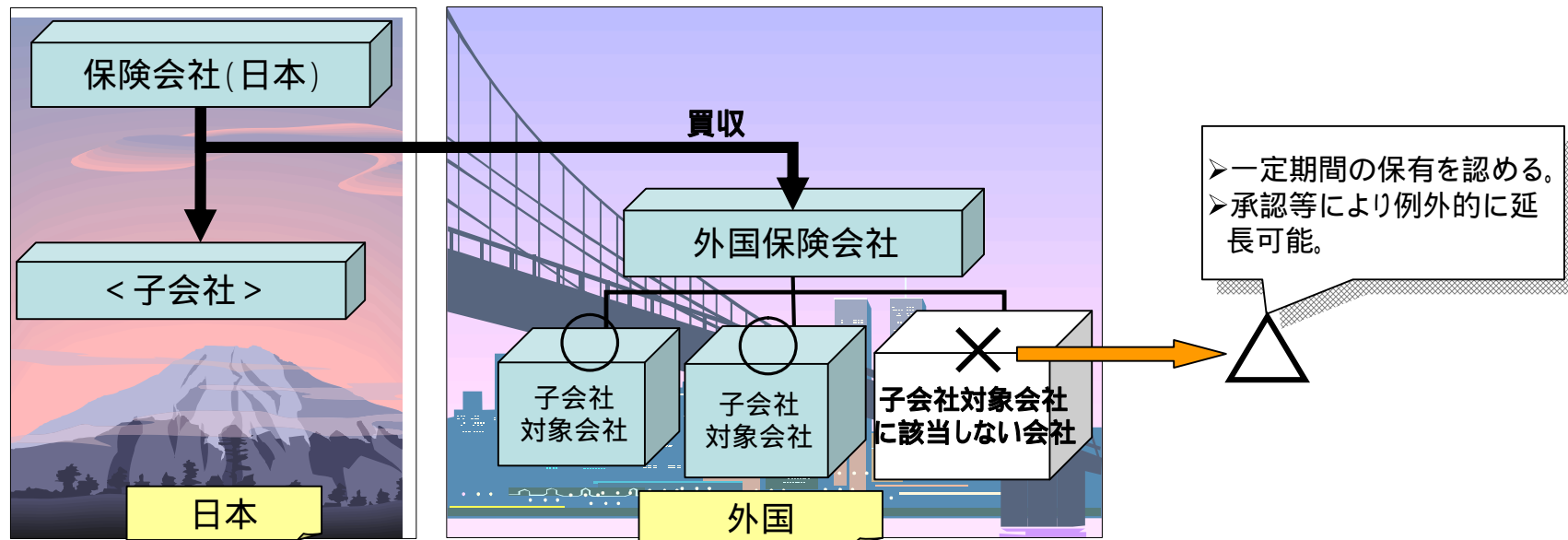
保険会社が子会社（孫会社を含む）とすることができる会社（子会社対象会社）は、保険会社、銀行、保険業を行う外国の会社等、一定の範囲に限定されている。

諸外国の保険会社と日本の保険会社が、外国保険会社の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するとの条件を付けざるを得ない日本の保険会社が不利な状況におかれ、海外市場への進出を阻害する要因となっているとの指摘。

### 見直し内容

買収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として5年以内に限り保有を認める。

5年以内にその処分が困難である等の事情が認められる場合には、行政庁の承認等の一定の条件の下で、当該期間を超えての保有を例外的に容認する。



## 同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託

### 現行制度

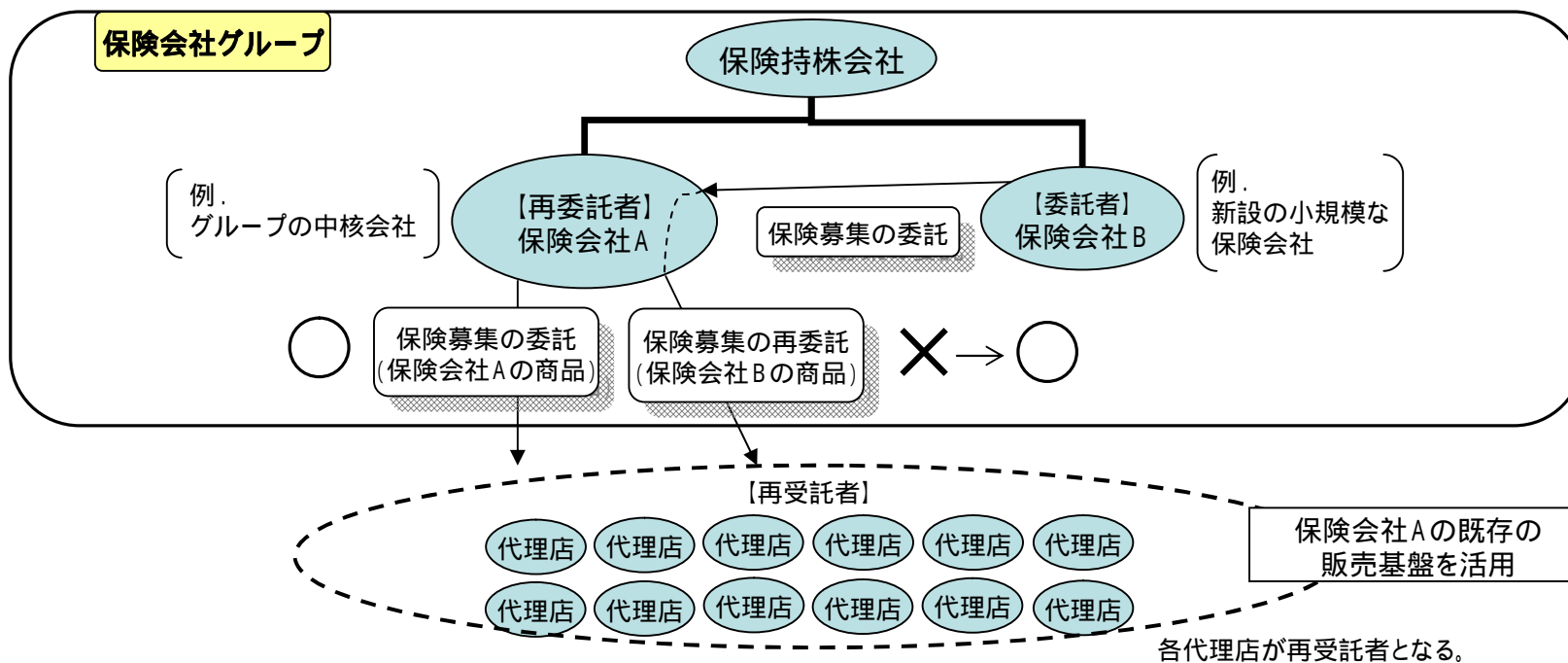
保険募集については、その適正性を確保し、保険契約者を保護する観点から、保険会社から保険募集人に対する直接の委託のみが認められている。

保険会社のグループ化が進展する中で、グループ内の他の保険会社の販売基盤を活用するために、他の保険会社を再委託者とする再委託を認めてほしいとの指摘。

### 見直し内容

保険会社が再委託者となって、自らも保険募集を委託している者に対して再委託を行う場合には、再受託者たる保険募集人に対し、自らが直接委託している保険募集人として適切な管理を行っているものと考えられる。

このため、行政庁の認可制の下で、同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集の委託をしている保険募集人を再受託者とする場合には、保険募集の再委託を認める。



# 保険契約の移転に係る規制のあり方の見直し

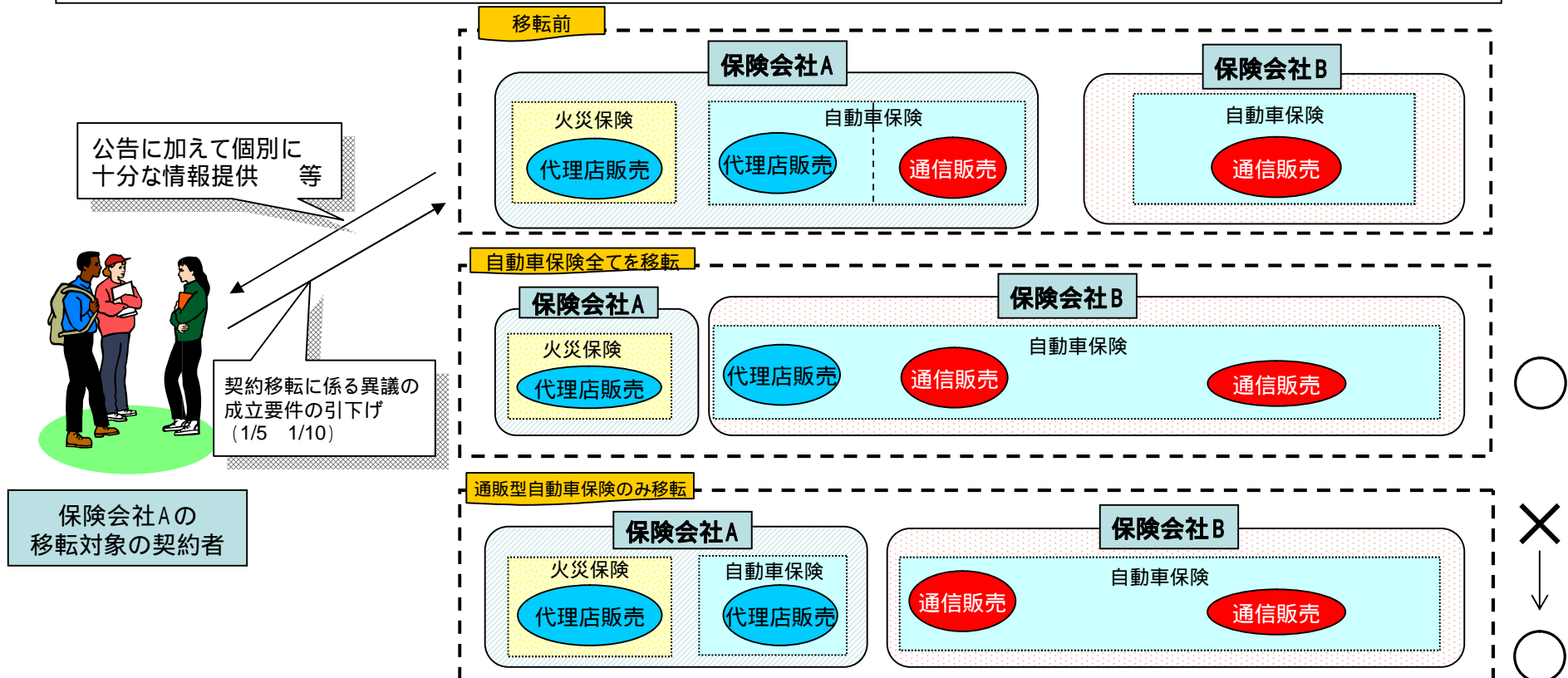
## 現行制度

保険会社が他の保険会社に保険契約の移転を行う場合には、「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約」は包括して移転しなければならないとの規制（移転単位規制）がある。（行政庁の認可制）

保険契約の移転を限定的にしか行うことができず、保険会社における顧客属性や販売チャネルに応じた再編を行うことに支障が生じるとの指摘。

## 見直し内容

保険契約の移転に係る認可制は維持しつつ、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から所要の措置（情報提供の充実、異議成立要件の見直し等）を講じた上で、移転単位規制を撤廃する。



## 保険契約の移転に係る販売停止規定の撤廃

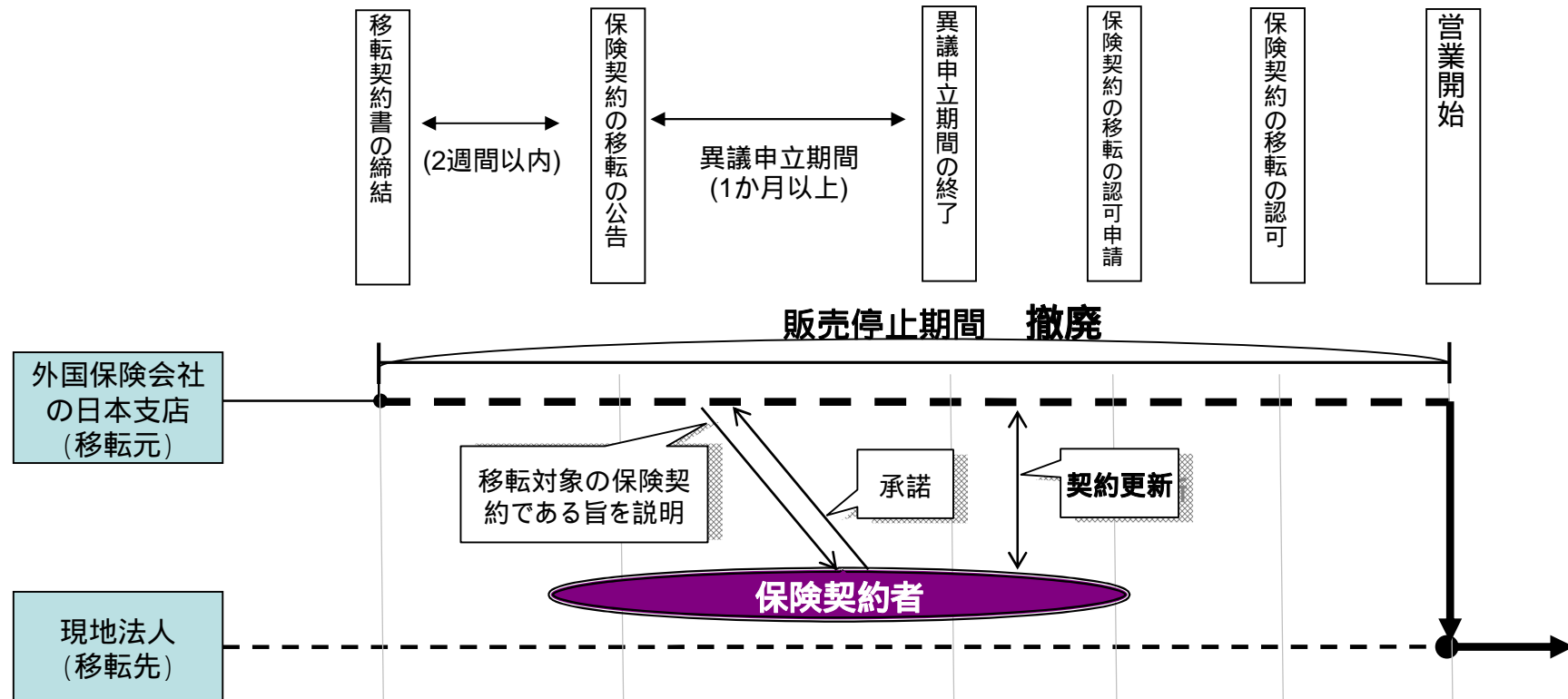
### 現行制度

保険会社間で保険契約を移転しようとする際に、移転をしようとする保険契約と同種の保険契約を、移転元の保険会社が締結することは禁止されている（販売停止規定）。

外国保険会社の日本支店を現地法人化する場合のように、事業の継続を前提として保険契約の移転を行う場合には、必要な保険契約の更新等ができない可能性があり、保険契約者の利便を損なっているとの指摘。

### 見直し内容

移転手続き中における移転対象となる保険契約の募集を行う際、保険契約が移転先会社に移転されることにつき契約者の承諾を得ることを保険会社に義務付けた上で、販売停止規定を撤廃する。



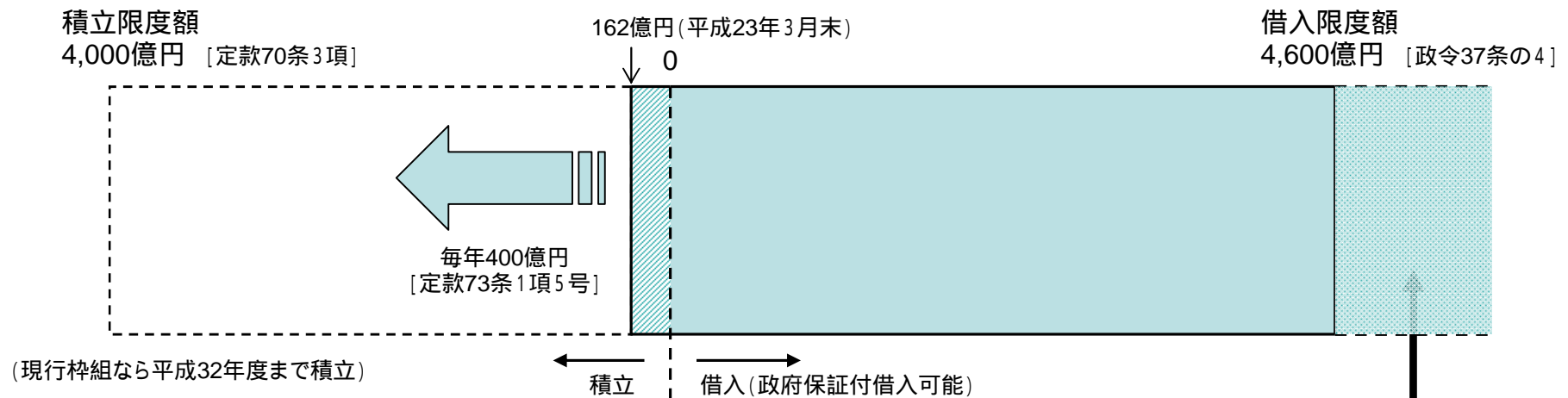


## 生命保険契約者保護機構に対する政府補助規定の延長

生命保険会社が破綻した場合の生命保険契約者保護機構による資金援助の財源として、民間負担のみでは賄えない場合は、一定の要件の下で政府補助ができることとなっている。(平成24年3月末までの破綻が対象)

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、生命保険契約者保護機構がセーフティネットとしての機能を万全に果たすことは引き続き重要。

### 政府補助規定を5年間延長。



生命保険会社が破綻した場合の生命保険契約者保護機構による資金援助の財源としては、

1. 機構の会員である生命保険会社が事前に積み立てた資金  
(限度額: 4,000億円、平成23年3月末積立残高: 162億円)
2. 機構による政府保証付借入(限度額: 4,600億円)が充てられ、
3. 民間負担のみでは賄えない場合、一定の要件の下で政府補助(平成24年3月末までの破綻が対象)ができる。

**[政府補助可能]**  
**平成24年3月までの措置を**  
**平成29年3月まで延長**

## 少額短期保険業者に係る規制の見直し

### 経過措置適用業者が引受可能な保険の上限金額

#### 現行規制

平成17年当時共済事業を行っていた少額短期保険業者が引受可能な保険の上限金額については、平成25年3月までの経過措置として、本則の5倍(医療保険は3倍)とする特例が認められている。

保険種類	本則	特例
死亡	300万円	1,500万円
傷害死亡	600万円	3,000万円
医療	80万円	240万円
損害保険	1,000万円	5,000万円

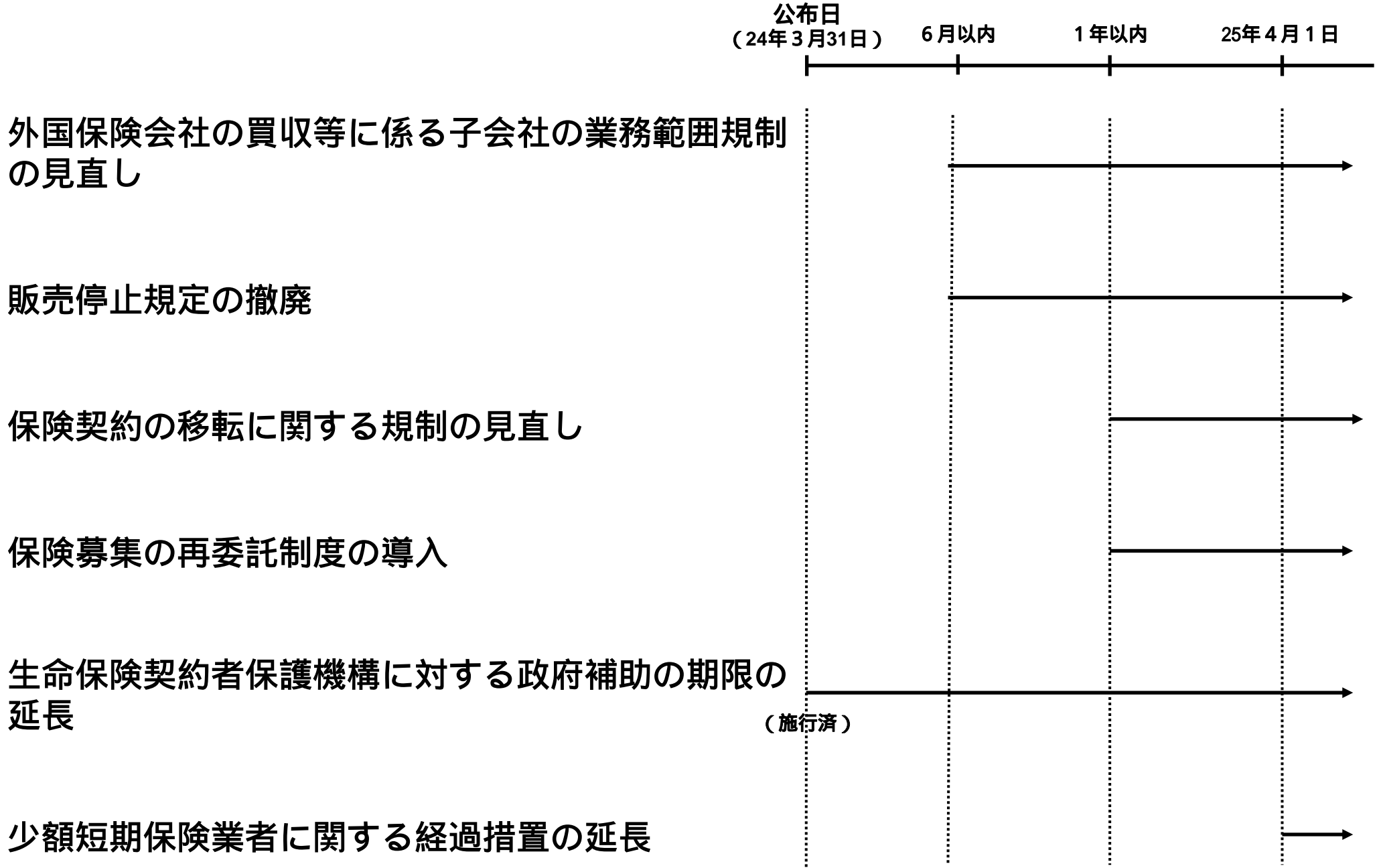
#### 見直し案(法律・政令改正)

既契約者に関しては、従来通り本則の5倍(医療保険は3倍)、新規契約者に関しては本則の3倍(医療保険は2倍)として、経過措置を5年(30年3月まで)延長する。

経過措置は激変緩和措置として設けられているものであり、いずれ終了する必要があるという性格のものであることを踏まえるとともに、既契約者の利便性の確保等を図るという点も勘案。

保険種類	本則	特例 (既契約者)	特例(新規 契約者)
死亡	300万円	1,500万円	900万円
傷害死亡	600万円	3,000万円	1,800万円
医療	80万円	240万円	160万円
損害保険	1,000万円	5,000万円	3,000万円

## 施行スケジュール



# . 金融商品取引法等に関する改正

# 金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

## 我が国金融・資本市場を取り巻く環境の変化



我が国市場の国際競争力の強化  
及び利用者利便の向上

グローバルな金融・資本市場の混乱を  
踏まえた金融システム強化の必要性

利用者が安心して取引できる  
適切な規制整備の必要性

### 「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備

「新成長戦略」、「日本再生の基本戦略」等に基づき、証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合的な取引所」の実現に向け、以下の制度整備を行う。

#### 商品・取引所に関する規制の整備

- 商品<sup>注1</sup>デリバティブ取引を、金融商品取引所において取り扱えることとする
- 「総合的な取引所」については、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣（金融庁）が一元的に監督<sup>注2</sup>

#### 業者等に関する規制の整備

- 仲介業者、清算機関等についても、証券・金融、商品を横断して取り扱うことができる制度を整備

#### 農林水産大臣・経済産業大臣との連携

- 商品デリバティブ取引に係る一定の監督権限の行使について、農林水産大臣・経済産業大臣との事前協議等の規定を整備し、相互連携を確保

⇒ 「総合的な取引所」の実現・利用者の利便性の向上

### 店頭デリバティブ取引等の公正性・透明性の向上

#### 店頭デリバティブ規制の整備

- 国際的な制度整備の要請も踏まえ、一定の店頭デリバティブ取引における電子取引システムの使用義務付け<sup>注3</sup>
- ⇒ **取引の公正性・透明性の確保**

### 適切な不公正取引規制の確保

#### 課徴金制度の見直し

- 課徴金の対象を追加・拡大
  - ・ 外部協力者が、開示会社による虚偽開示書類の提出に加担する行為
  - ・ 金融商品取引業者以外の者が他人の計算で行った不公正取引
- 課徴金の調査において、違反者等に出頭を命ずる権限を追加
- ⇒ **市場の公正性・透明性を損なう行為を抑止**

#### インサイダー取引規制の見直し

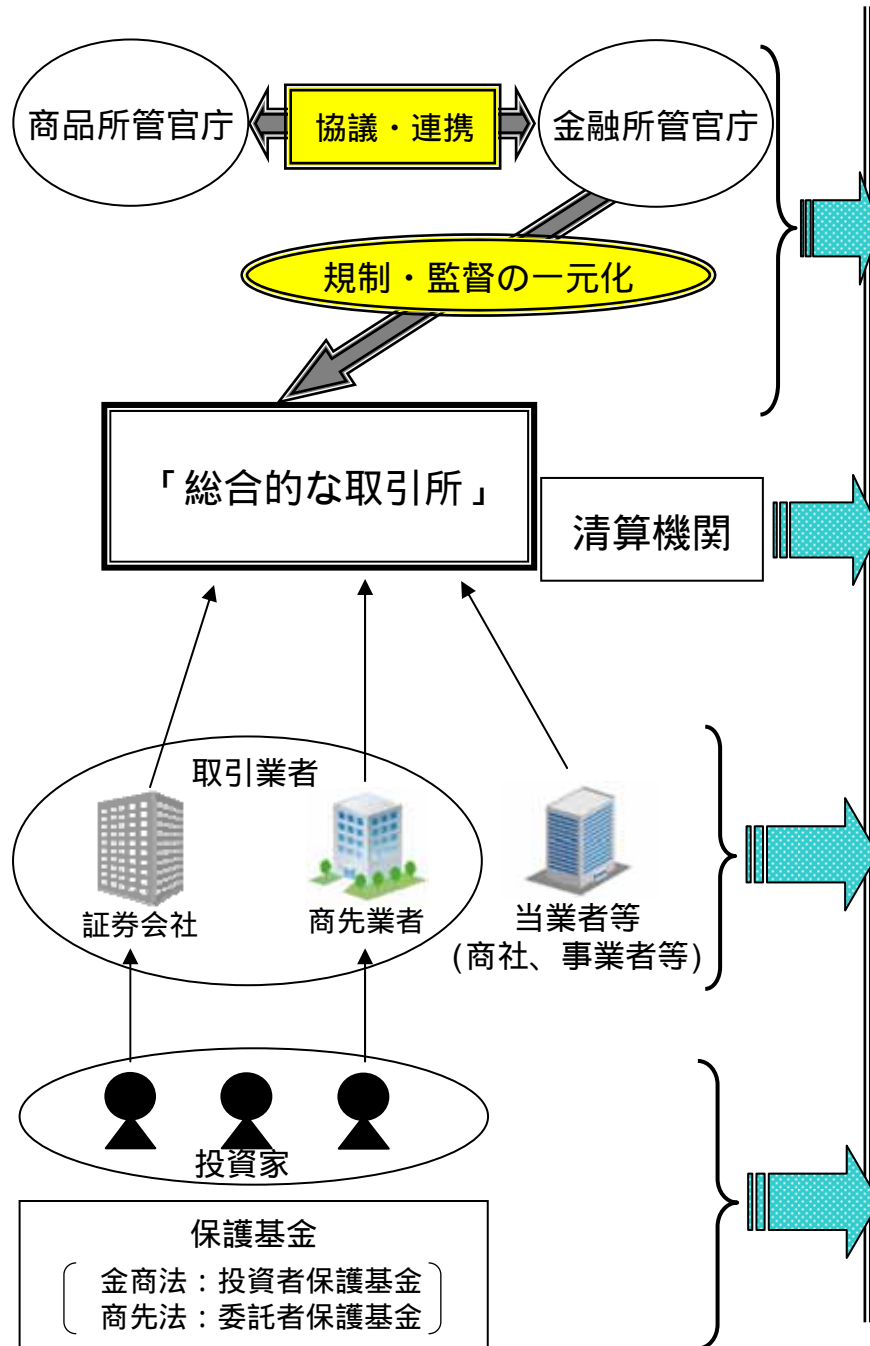
- 企業の組織再編に係る以下の行為についてインサイダー取引規制から適用除外
  - ・ 事業譲渡による保有株式の承継のうち違反行為の危険性が低い場合
  - ・ 合併等の対価としての自己株式の交付
- ⇒ **企業のグループ経営の円滑化**

(注1) 当面、コメ等を除く

(注2) 商品のみを取り扱う取引所については、従来どおり、農林水産大臣・経済産業大臣が監督

(注3) 店頭デリバティブ規制のうち、「清算集中制度」、「取引情報の保存・報告制度」等は整備済(平成22年金商法改正)

# 「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備



### 「総合的な取引所」による横断的市場の実現

- 商品(注)に係る市場デリバティブ取引を取扱う「総合的な取引所」について、金融所管官庁が一元的に監督
  - 二重規制・監督による非効率を解消
- 金融所管官庁と商品所管官庁の協議・連携
  - 「商品の生産・流通」に対する悪影響の発生の防止

### 利便性・安全性の高い「清算機関」の実現

- 「総合的な取引所」における清算機関
  - 証券取引所の「清算機関」：「商品デリバティブ取引」の清算を業務追加
  - 商品取引所の「清算機関」：「」の清算の免許要件の特例

### 幅広い業者が取引に参加可能な制度の採用

証券会社：「総合的な取引所」での商品デリバティブ取引業務を第一種金商業に追加  
これにより、証券会社は商品デリバティブ取引に参加可能

商先業者：商品デリバティブ取引業務のみの場合、財務基準は現行の商先法と同様  
商先業者も円滑に「総合的な取引所」での取引に参加可能

当業者：取引所は、商品デリバティブ取引について、当業者(商社、事業者)等を取引参加者とできる

### 効率性・公正性を備えた「投資者保護」システムの採用

保護基金：取引業者には「投資者保護基金」への加入義務あり  
ただし、現行の商先業者は「委託者保護基金」に加入していれば可

不公正取引：金商法の既存の市場デリバティブ取引と同様の規制を適用

取引業者の行為規制等：金商法規制を原則としつつ、現行商先法等を勘案

(注) 当面、コメ等を除く

# 店頭デリバティブ規制の整備

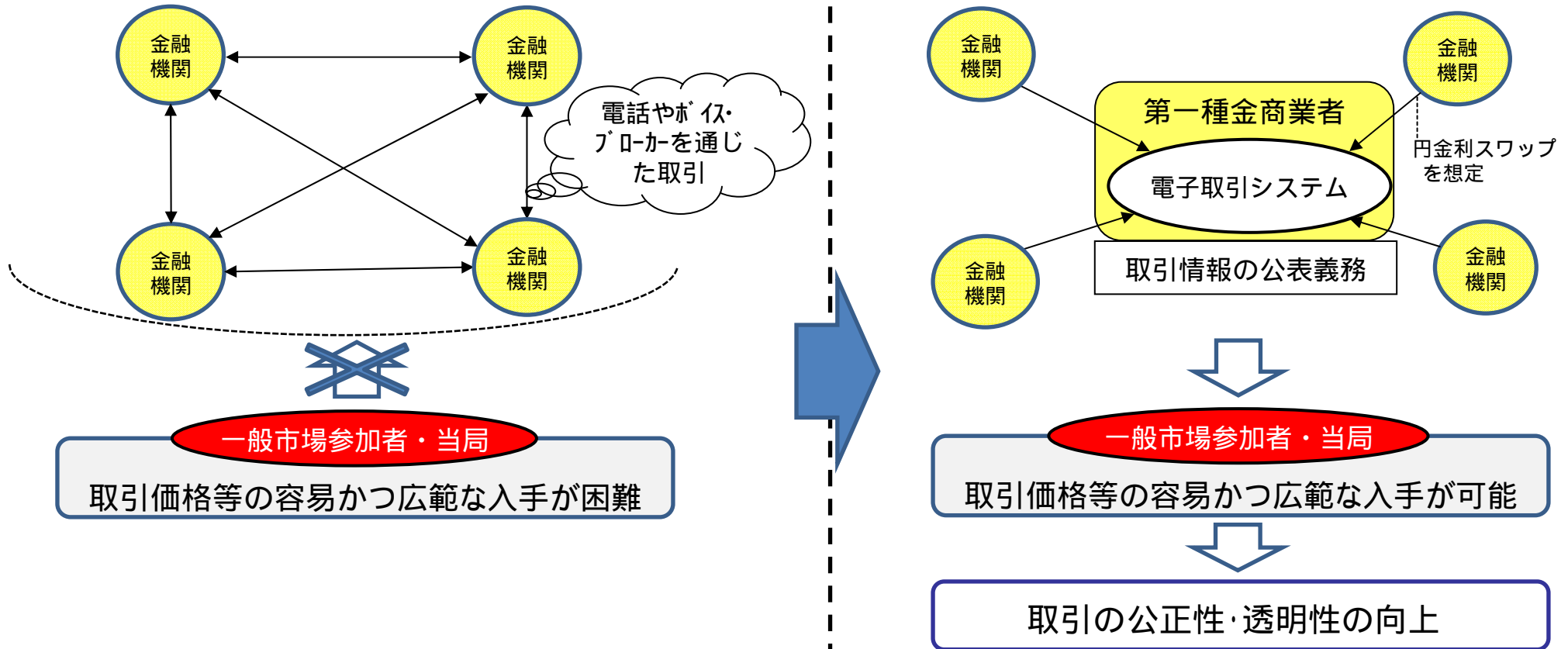
## 改正の概要

○ G20ピッツバーグ・サミット首脳声明<sup>(注)</sup>など国際的な議論も踏まえつつ、一定の店頭デリバティブ取引を行うに当たり、金商業者等に、電子取引システムの使用を義務付けることにより、取引実態の透明性の向上を図る。

(注) G20ピッツバーグ・サミット首脳声明(2009.9.25)のポイント(店頭デリバティブ関係)

標準化された契約の取引所又は電子情報処理組織を通じた取引  
標準化された契約の中央清算機関を通じた決済  
契約の取引情報蓄積機関への報告

今回改正事項  
(平成22年改正金商法で整備済)  
(平成22年改正金商法で整備済)



(注) なお、今般の店頭デリバティブ取引は、海外業者との取引が相当の割合を占めていることにも鑑み、海外の電子取引システムの提供者に対して、国内への参入を容易にする許可制度を整備。

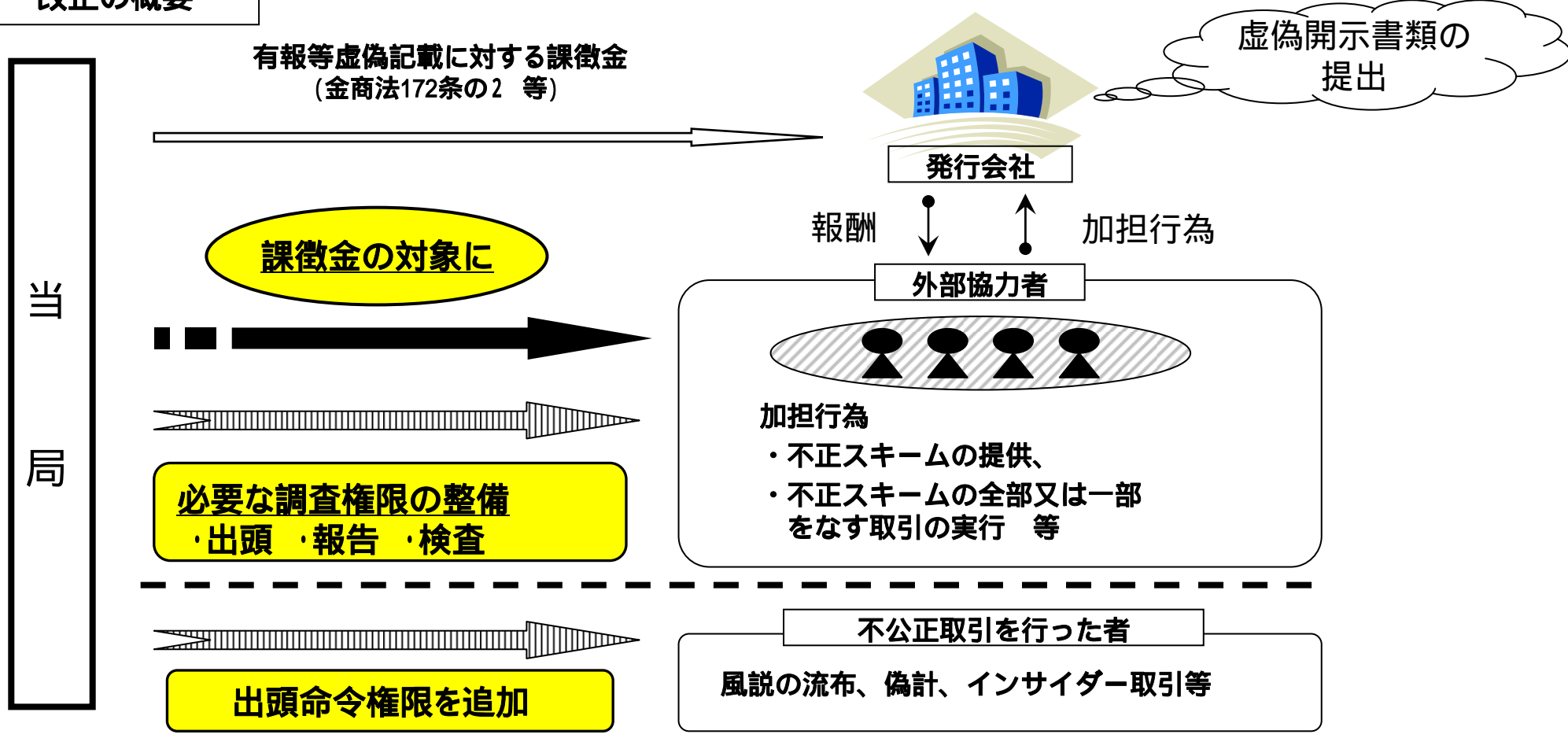


背景

上場会社等による虚偽記載の手口が、外部協力者の加担行為により複雑化。虚偽開示書類の提出は刑事罰及び課徴金の対象である一方、外部協力者の加担行為は刑事罰の共犯にはなり得るが、課徴金の対象外。

不公正取引等に関する課徴金の調査において、対象者が調査に応じない可能性。

改正の概要



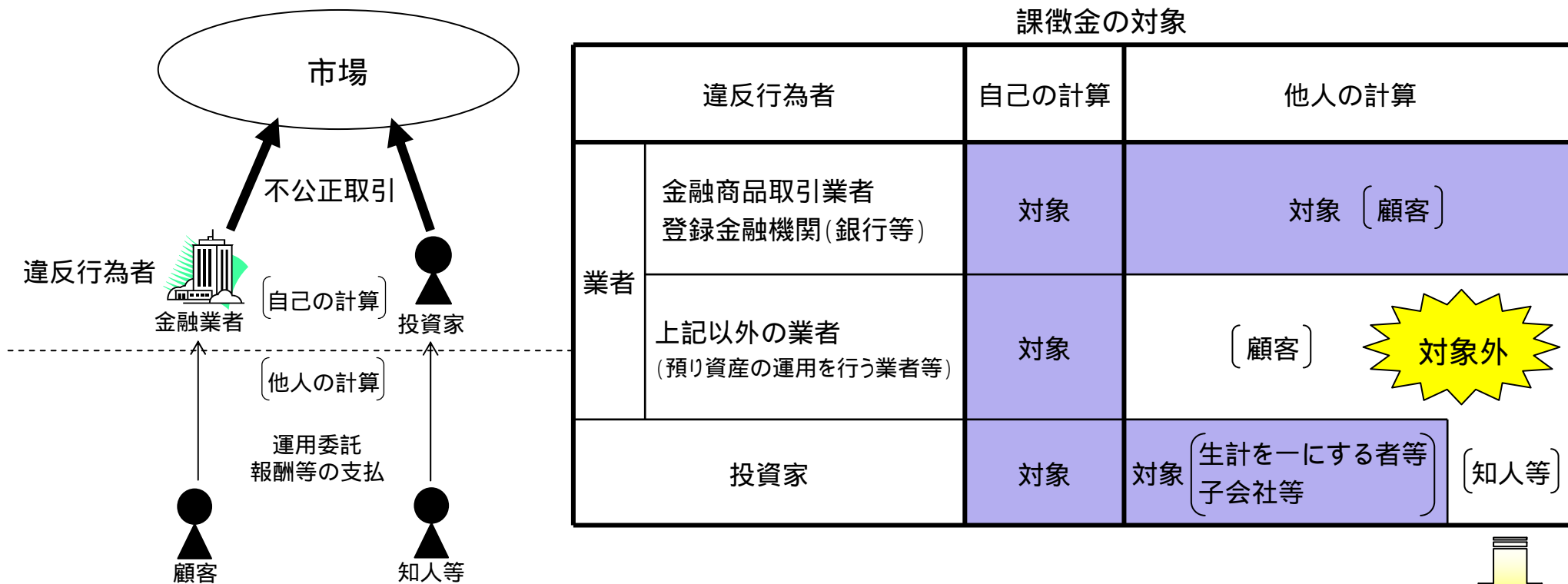


# 課徴金制度の見直し 不公正取引に関する課徴金の対象拡大

## 現行制度

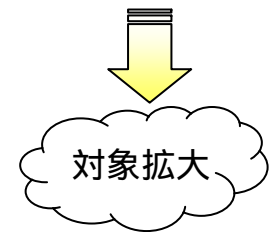
規制・罰則の対象：[誰の計算で行うかにかかわらず] 違反行為を行った者

課徴金の対象：  
 [自己の計算で行う取引] 違反行為を行った者  
 [他人の計算で行う取引]  
 生計を一にする者・子会社等の計算で違反行為を行った者  
 顧客の計算で違反行為を行った金融商品取引業者・登録金融機関（銀行等）



## 改正の概要

○ 金融商品取引業者等以外の者が、他人の計算で行った不公正取引について課徴金の対象を拡大



# インサイダー取引規制の見直し

## 改正の概要

企業の組織再編に係る以下の行為についてインサイダー取引規制<sup>(注)</sup>から適用除外

- ・ 事業譲渡による保有株式の承継のうち違反行為の危険性が低い場合
- ・ 合併等の対価としての自己株式の交付

(注) 上場会社の会社関係者等が、上場会社に関する未公表の重要事実を知りながら、当該上場会社の株券等の売買等を行うことを禁止するもの

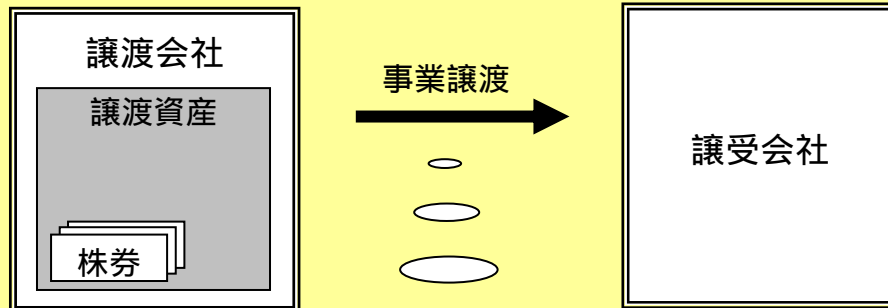
### 組織再編による保有株式の承継

#### 現行

事業譲渡の対象資産に一部でも株式が含まれると、インサイダー取引規制が適用

#### 改正後

インサイダー取引の危険性が低い場合(株式が承継資産の一部(20%未満)の場合等)を適用除外  
合併・会社分割については、現在、適用除外となっているが、事業譲渡と同様の規制とする



インサイダー取引の危険性が低い場合を適用除外

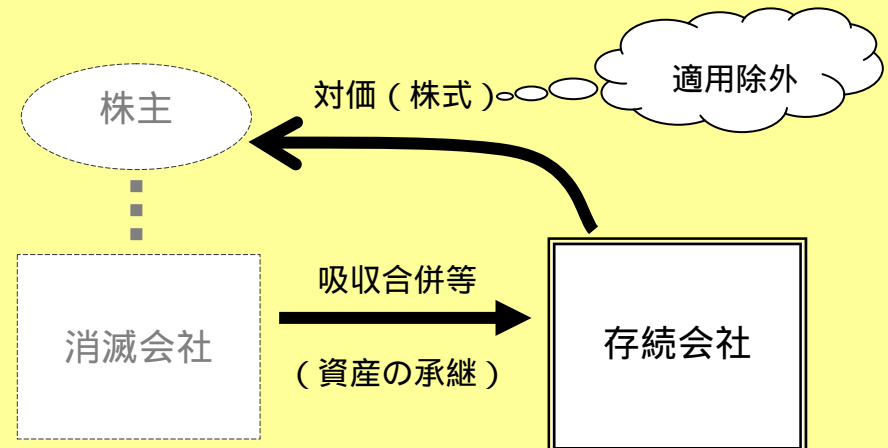
### 組織再編の対価としての自己株式の交付

#### 現行

組織再編の対価としての自己株式の交付は、インサイダー取引規制が適用

#### 改正後

組織再編の対価は、承継資産全体の評価等を基に合併交渉等を経て決まるもの。インサイダー取引の危険性が低いため、適用除外  
組織再編の対価としての新株発行は、現行制度上、インサイダー取引規制の適用除外



# 施行スケジュール

「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備

店頭デリバティブ規制の整備

課徴金制度の見直し

インサイダー取引規制の見直し

